

件名	愛媛県地域医療介護総合確保基金条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月25日公布、公布日ほか施行）
<p>【条例の概要】</p> <p>1 設置 地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に要する経費の財源に充てるため、地域医療介護総合確保基金を設置</p> <p>2 積立額 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 1の事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 <u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要</u> 2025年：団塊の世代が75歳以上（国民の3人に1人が65歳以上・5人に1人が75歳以上） →慢性疾患・複数の疾病を抱える患者増、自宅で暮らしながら医療を受ける患者増</p> <p>・<u>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の改正</u> ①県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、<u>消費税増収分を活用した新基金を県に設置</u>（国負担：2／3） ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が総合確保方針を策定</p> <p>・<u>医療法の改正</u> 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保</p> <p>・<u>介護保険法の改正</u> 地域包括ケアシステム（医療、介護、住まい、介護予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制）の構築と費用負担の公平化</p> <p>2 <u>基金の対象事業</u> ※平成26年度は、医療分野に限って実施 ①病床の機能分化・連携のために必要な事業 ②在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業 ③医療従事者等の確保・養成のための事業</p>	